

## 建設局所管に係る入札等契約情報の公表に関する事務取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、建設局において入札及び見積合せを執行する契約に係る入札等契約情報（以下「入札情報」という。）の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 公表の範囲

入札情報を公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 入札及び見積りに係る結果
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条に規定する随意契約

### 3 公表方法

入札情報の公表方法は、閲覧による方式とする。ただし、前項第1号のうち制限付一般競争入札の場合は千葉市ホームページの入札情報等ポータルページ及び建設局制限付一般競争入札のホームページに、前項第2号の場合は千葉市ホームページの入札情報等ポータルページにも、併せて公表する。

### 4 閲覧場所

入札情報の閲覧場所は、入札執行課窓口とする。ただし、随意契約による場合は発注課において、それぞれ閲覧に供するものとする。

### 5 閲覧期間

入札情報の閲覧期間は、入札により落札者を決定し、又は随意契約の相手方を決定した日（以下「決定日」という。）の翌日又は翌々日から決定日の属する年度の翌年度終了日までとする。ただし、長期継続契約にあっては、契約期間終了日の属する年度の翌年度終了日までとする。

### 6 閲覧日

入札情報の閲覧日は、次の各号に掲げる日以外とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 建設局長が定める日

## 7 閲覧時間

入札情報の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

## 8 閲覧上の注意

入札情報の閲覧用書類は、閲覧場所以外の場所への持出しを禁止する。

## 9 公表

入札情報の公表は、次の各号に定める内容とする。

- (1) 課窓口での公表は、入札調書又は見積調書で行う。
- (2) 関係書類の閲覧を求められた場合は、発注課窓口において前号によるほか、契約書、仕様書、随意契約理由書等を閲覧に供する。
- (3) 千葉市ホームページでの公表は、千葉市入札情報等ポータルページにおける物品の調達及び業務委託等に係る入札情報等の公表に関する事務取扱要領第3条によるものとする。

### 附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成24年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。